

ペダルがあっても、 それ「原付」です！



電動アシスト付きの自転車と間違わないでね。



ペダル付原動機付自転車



出典：警察庁ウェブサイト(https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu.html)
「車両区分を変化させることが出来るモビリティについて」(警察庁)
https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/koaki/koaki20210628.pdf を加工して作成

☆ 道路上で運転する際に必要なルール

- 原付以上の運転免許とヘルメット着用が必要です。
- 歩道や自転車横断帯の走行はできません。
- 二段階右折、多通行帯道路の第1通行帯走行が課せられます。

電動アシスト自転車 (駆動補助機付自転車)



- 法律上、自転車(軽車両)に該当します。
- 一定の条件の下、歩道通行が可能です。
- 運転免許は不要です。
- 人の力を加えない限りモーターは作動せず、駆動力も制限されています。

☆ 購入(所有)する際に必要なルール

- ペダルがあっても原動機付自転車に該当します。
※定格出力や排気量によっては二輪(二種原付)に該当します。
- 保安基準を満たし、自賠責保険加入が必要です。
※保安基準とは、運行に必要な前照灯やブレーキ、後写鏡等を指します。
- ナンバープレートの表示も義務付けられます。
※自治体等への登録と、標識(ナンバー)の後面表示が必要です。



上記のほか、さらに注意すべき点として...



3つの走行パターンすべてが原付の運転に該当します！

①:ペダルを漕いで走行
原動機(モーター)OFFの状態

ギコ
ギコ

足漕ぎやから自転車やる!

②:原動機(モーター)とペダルの併用

ギコ
ギコ

電動アシスト自転車と一緒にやる!

シューーン

③:原動機(モーター)のみで走行

これこそ原付やね!

シューーン

①も
②も
自転車と
考えた
アナタ!
違いますよ!

ペダル付原動機付自転車は、原動機を作動させず、人力のみや併用など、いずれの走行方法でも、原付本来の用い方に当たるため原付の「運転」に見なされます！

法令で定められたアシスト力を上回る電動アシスト自転車が存在し、販売されています。外見上は、電動アシスト自転車に酷似したペダル付き原動機付自転車になりますので、購入の際には十分な注意が必要です！



足漕ぎの場合でも、免許やヘルメット等が必要！歩道も走れません！

ルールを守って正しい利用をお願いします！